

## よくある質問

|   |                             |  |
|---|-----------------------------|--|
| 1 | 父親と園児の住民登録が違う市町村にある場合の申請先は？ | <b>園児の住民登録がある市町村</b> へ申請します。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・園児と同一世帯にいる母親が申請者となります。</li> <li>・父親の名前も調書に記入し、父親の30年度市町村民税額がわかる書類を添付してください。</li> </ul>   |
| 2 | A市の子が入園した場合の申請先は？           | A市です。  |
| 3 | 園児がB町へ転出後、引き続き通園する場合の手続きは？  | 転出日に応じて、転出月までは八戸市、次月以降はB町からの補助となるため、八戸市とB町にそれぞれ申請（変更）が必要です。  |
| 4 | 同居祖父母等が「家計の主宰者」と判断される場合とは？  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・階層区分は基本的に父母の市町村民税額から決定されます。</li> <li>・ただし、下記の場合においては、同居祖父母等（直系尊属）のうち最も市町村民税額が高い方の税額を含めて算定されます。</li> <li>・なお、祖父母等と世帯分離している場合であっても、同居している場合には同じ取扱いとなります。</li> </ul> <p>○父母の所得金額の合計が76万円以下<br/>         ○ひとり親の場合、所得金額が38万円以下<br/>         （所得38万円＝給与収入で103万円）</p> |